

東京都防災（語学）ボランティアシステム利用規約

令和4年4月20日

4生都地335号

（目的）

第1条 東京都防災（語学）ボランティアシステム利用規約（以下「本規約」という。）は、東京都防災（語学）ボランティアシステム（以下「本システム」という。）を東京都防災（語学）ボランティア登録申込者、東京都防災（語学）ボランティア、区市町村等（以下「利用者」という。）が利用する場合において必要な事項について定める。

（著作権及び産業財産権等）

第2条 本システムが利用者に対して提供するコンテンツに係る著作権、産業財産権等については、東京都に帰属しており、国際著作権及び日本国の著作権関連法令によって保護されている。

（利用者の責任）

第3条 利用者の責任については、次のとおりとする。

- （1）利用者は、自己の判断と責任に基づき本システムを利用するものとする。利用に伴って生じる文字情報（電磁的記録を含む。）についても利用者が管理し、東京都に対して、いかなる責任も負担させないものとする。
- （2）利用者は、本システムを利用するために必要なすべての機器（ソフトウェア及び通信手段に係るものを含む。）及び通信回線を自己の負担において準備し、それらが正常に稼働する環境を確保するものとする。また、機器の整備、通信回線の利用及びそれらに必要な手続きは、利用者が自己の責任と費用において行うものとする。
- （3）利用者は、本システムの利用に当たり、自己の使用に係る機器について、マルウェア感染防止等必要なセキュリティ対策に努めるものとする。
- （4）利用者は、本システムにおけるファイル添付機能を使用してファイルを送信する際には、送信するファイルに対して必ずウイルスチェックをかけ、当該ファイルがウイルスに感染していないことを確認した上で送信するものとする。

（禁止事項）

第4条 本システムの利用に当たり、利用者は次に掲げる行為を行ってはならない。

- （1）本システムに対して、自己を偽り、又は他人を装って不正にアクセスすること。
- （2）本システムの管理及び運営を故意に妨害又は破壊すること。
- （3）故意又は過失を問わず、本システムに対してウイルスに感染したファイルを送信する

こと。

- (4) 他者のログイン名、パスワード等を不正に入手し、使用すること。
- (5) 自己のログイン名、パスワードを他人に譲渡すること。
- (6) 本システムの全部又は一部を第三者にはん布、送信その他の方法で提供すること。
- (7) 本システムの改変又は解析を試みること。
- (8) 本システムに含まれる著作権表示その他の財産権表示を消去又ははく奪すること。
- (9) 本システムに含まれるコンテンツの修正、複製、改ざん、販売等を行うこと。
- (10) 本システムを本来の目的以外で利用すること。
- (11) 法令若しくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為を行うこと。
- (12) 他人の権利又は財産若しくは人格的利益を侵害する行為を行うこと。
- (13) その他東京都が不相当と認める行為を行うこと。

(違反行為に対する防御措置)

第5条 東京都は、本規約に定める禁止事項のいずれかに該当する行為が明らかな場合、又は該当する行為があると疑うに足りる相当な理由がある場合は、利用者へ事前の通知を行うことなく、利用者から収集した情報の抹消、利用者の本システム利用停止等必要な措置を講ずることができるものとする。

(ログイン名及びパスワードの管理)

第6条 ログイン名及びパスワードの管理については、次のとおりとする。

- (1) 利用者は、本システムの利用の際に取得したログイン名及びパスワードについて、自己の責任において厳重に管理し、第三者への漏えい防止に努めることとする。
- (2) 東京都は、ログイン名を必要とする手続においては、利用されたログイン名及びパスワードに基づき、すべて当該ログイン名の利用者による行為であるとみなす。東京都は、利用者のログイン名及びパスワードの事故により発生した損害等について、一切の責任を負わないものとする。
- (3) 利用者は、ログイン名を亡失した場合には、速やかに東京都に連絡するものとする。パスワードを亡失した場合には、本システムにおいて所要の手続きを行うものとする。

(利用者への連絡及び通知)

第7条 東京都が本システムを通じ、利用者へ連絡及び通知等を行う場合には、利用者が本システムに登録した電子メールアドレス宛てに、次のメールアドレスから連絡する。利用者は、当該メールに基づき、速やかに本システムにアクセスし、連絡及び通知等の内容の確認を行うものとする。

- (1) tokyo-gv-system01@tmg-gv.metro.tokyo.jp
- (2) tokyo-gv-system02@tmg-gv.metro.tokyo.jp

(3) tokyo-gv-system03@tmg-gv.metro.tokyo.jp

(4) support@chobiit.me

(利用時間)

第8条 本システムの利用時間は原則 24 時間とする。ただし、次に掲げる場合には、東京都は利用者へ事前の通知を行うことなく、本システムの利用を停止、休止又は中断等を行うことができる。

(1) 本システムに重大な不具合その他やむを得ない理由が生じた場合

(2) 本システムの利用が著しく集中した場合

(3) 災害、事変等東京都の責めに帰すことのできない非常事態が発生した場合

(4) その他、本システムの保守・点検等によりサービス停止が必要となる場合

(個人情報の取扱い)

第9条 個人情報の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 東京都は、個人情報保護関連法令・例規等に基づき、個人情報の保護を行う。東京都は、個人情報保護関連法令・例規等で定める場合を除き、個人情報の目的外利用を行うこと及び本システムの保守運用事業者以外の第三者に個人情報を提供することはしないものとする。ただし、発災時等に区市町村等からの要請に基づき、避難所等への東京都防災（語学）ボランティアの派遣等が決定した場合は、本システムに登録された個人情報のうち、当該派遣等業務の遂行に必要な情報について、その情報を必要とする利用者限り提供するものとする。

(2) 本システムの保守運用事業者は、個人情報保護関連法令・例規等及び東京都との委託契約において定める個人情報についての守秘義務等を遵守し、本システムの保守運用にあたる。

(3) 利用者が本システムを利用して東京都へ送信又は東京都から利用者へ送信する個人情報は、データの暗号化によって保護される。

(4) 東京都及び本システムの保守運用事業者において、個人情報を取り扱う範囲は必要最小限とし、個人情報保護関連法令・例規等の規定に違反して保有する個人情報を漏らした者には、当該法令等に基づく罰則を適用する。

(損害賠償請求)

第12条 東京都は、利用者が第3条及び第4条のいずれかに違反する行為に起因して東京都に損害を与えた場合は、その損害の賠償を請求することができる。

(免責事項)

第13条 東京都は、次に掲げる事項について責任を負わないものとする。

- (1) 本システムに起因しない機器（ソフトウェア及び通信手段に係るものを含む。）及び回線の障害により生じた損害
- (2) 本システムの使用に係る機器（ソフトウェア及び通信手段に係るものを含む。）等が偽造、変造、盗用又は不正使用等により、使用者が利用者本人でなかったことにより生じた損害
- (3) 利用者が本システムを利用したことにより発生した、利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害
- (4) 災害、事変等東京都の責めに帰すことのできない事由により、本システムの利用が遅延及び不能となった場合により生じた損害

（利用規約の適用）

第 14 条 本規約の適用については、次のとおりとする。

- (1) 利用者は、本システムの使用を開始した時点で本規約に同意したものとみなす。
- (2) 東京都は、利用者に通知することなく本規約を変更できるものとする。
- (3) 本規約の変更後も、利用者が本システムの使用を継続する場合は、利用者は変更後の条項に同意したものとみなす。

（管轄裁判所）

第 15 条 本システムの利用に関して紛争が生じた場合については、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 20 日から施行する。